

2022年6月7日

株主各位

会 社 名 新明和工業株式会社
代 表 者 名 取締役社長 五十川 龍之
(コード番号 7224 東証プライム)
本 社 所 在 地 兵庫県宝塚市新明和町1番1号
問 合 せ 先 法務部 法務グループ長 山西孝到
(TEL 0798-56-5004)

第 98 期定時株主総会 第 4 号議案に関する補足

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2022年6月24日に開催を予定しております当社第98期定時株主総会に付議する決議事項 第4号議案「監査役2名選任の件」のうち、候補者番号1 金田友三郎氏（以下「当該候補者」といいます）について、議決権行使助言会社 Institutional Shareholders Services, Inc (ISS) が選任に反対することを推奨しているとの情報を入手しました。反対理由は、当該候補者の社外監査役としての独立性が十分に保たれていないというものであります。

つきましては、当該候補者の独立性について、下記のとおり補足いたします。

株主の皆様におかれましては、本補足説明をご確認いただき、当該候補者の選任にご賛成くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 当該候補者の独立性に関する補足説明

- (1) 「第98期定時株主総会招集ご通知」20ページにも記載しておりますとおり、当該候補者は、当社が金銭を借り入れております株式会社三井住友銀行に在籍しておりましたが、当該候補者は2004年3月に同行を退職し、すでに18年以上が経過しております。
- (2) 当該候補者は、同行を退職後、2004年3月から2015年3月まで11年間にわたり株式会社ノーリツ及び株式会社ノーリツキャピタルに在籍し、その間、株式会社ノーリツ監査役、同社取締役常務執行役員管理本部長、株式会社ノーリツキャピタル代表取締役社長等の要職を歴任しました。また、その後2015年5月から2018年5月まで3年間にわたり、一般社団法人神戸経済同友会常務理事事務局長を務めております。
- (3) 当社といたしましては、上記の期間経過及び当該候補者の経歴から、当該候補者と株式会社三井住友銀行との間に特別の関係は存在せず、当該候補者の社外監査役としての独立性には何ら問題がないものと判断しております。

2. ご参考：「第 98 期定時株主総会招集ご通知」20 ページ

第 4 号議案 監査役 2 名選任の件

候補者番号	きん だ とも さぶ ろう	再 任	所有する当社株式の数：0 株	男性
1	金 田 友 三 郎	社 外	在任年数（本総会終結時）：4 年	
	1952年 1 月 2 日生（70歳）	独 立	取締役会出席回数（出席率）：12/12回（100%）	
			監査役会出席回数（出席率）：12/12回（100%）	

略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

1974年 4 月	株式会社太陽神戸銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行	2009年 3 月	株式会社ノーリツ取締役常務執行役員管理本部長 株式会社ノーリツキャピタル代表取締役社長
1994年10月	株式会社さくら銀行（現 株式会社三井住友銀行）歌島橋支店長	2014年 1 月	同社退任
1996年 1 月	同行関西審査部副部長	2014年 9 月	株式会社ノーリツ取締役（ガバナンス担当）
2001年 4 月	株式会社三井住友銀行堂島法人営業第二部長	2015年 3 月	同社退任
2002年10月	同行堂島法人営業第一部長	2015年 5 月	一般社団法人神戸経済同友会常務理事事務局長
2003年12月	株式会社ノーリツ仮監査役	2018年 5 月	同法人退任
2004年 3 月	同社常勤監査役 株式会社三井住友銀行退職	2018年 6 月	当社社外監査役（現任）
		2020年 9 月	公認不正検査士認定

社外監査役候補者とした理由

株式会社三井住友銀行において堂島法人営業第一部長等、また株式会社ノーリツにおいては監査役、取締役常務執行役員等の要職を歴任したほか、一般社団法人神戸経済同友会では常務理事を担う等、企業等の経営に関する豊富な実務経験に基づいた高い識見を有していることに加え、公認不正検査士の認定も受けていることから、客観的かつ公正な監査及び取締役会に対する有益な意見が得られると判断したため、監査役候補者としたものであります。

社外監査役としての独立性に関する事項

当社は、同氏がかつて在籍した株式会社三井住友銀行から金銭を借り入れておりますが、同氏は2004年3月に同行を退職して18年以上が経過しており、同氏と同行の関係はすでに希薄化していることから、同氏の社外監査役としての独立性には何ら影響はありません。

当社は、株式会社東京証券取引所に対して同氏を独立役員として届け出ており、同氏が本総会において監査役に再任された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。

責任限定契約に関する事項

当社は、同氏との間で、定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項の定める最低責任限度額であります。当社は、同氏が本総会において監査役に再任された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。

その他特記事項

特に記載すべき事項はありません。

以上